



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課） …… 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の住所の変更の届出（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） …… 2
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） …… 2
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） …… 3
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） …… 3
- 村営土地改良事業施行の同意（村づくり計画課） …… 4

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課） …… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（商工振興課） …… 4

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則 …… 4

告 示

沖縄県告示第289号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成24年 5月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
ナチュラル薬局	うるま市字赤道260番地 5	平成24年 3月 1日
にしばる薬局	西原町字内間508番地 1	平成24年 3月 1日
大盛堂薬局	那覇市辻 1 丁目 6 番 8 号	平成24年 3月 1日
ハートライフクリニック	西原町字掛保久崎原288番地	平成24年 4月 1日
桜山荘訪問看護ステーション	豊見城市字高嶺111番地	平成24年 4月 1日
ごきげん整形クリニック	那覇市長田 1 丁目 24番 26号 3 階	平成24年 4月 2日
りんご調剤薬局浦添店	浦添市伊祖四丁目15番 2 号グリーンゾーン伊祖	平成24年 4月 4日
ひでき皮フ科美容クリニック	宜野湾市志真志一丁目15番23号	平成24年 4月 11日

リハビリテーションクリニックやまぐち	那覇市安謝1丁目10番28号	平成24年4月12日
--------------------	----------------	------------

沖縄県告示第290号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成24年5月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
マッサージ治療院楽（平田満）	那覇市識名1丁目4番16号	平成24年3月28日
在宅訪問マッサージあいので沖縄浦添（比嘉昌也）	浦添市宮城四丁目12番3号はるかマンション201	平成24年4月2日
あはちや整骨院（石渡義敏）	浦添市安波茶三丁目5番1号	平成24年4月11日
琉球治療院（上原尚）	那覇市銘刈2丁目11番19号グローヴィーサイト新都心2F	平成24年4月12日

沖縄県告示第291号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり所在地を変更した旨の届出があった。

平成24年5月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	変更前	変更後	変更年月日
うまんちゅ整骨院（伊禮茂）	読谷村字大湾549番地4 1F102号	嘉手納町字嘉手納169番地3 2F	読谷村字大湾549番地4 1F102号	平成24年4月2日

沖縄県告示第292号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年5月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
大盛堂薬局	那覇市辻1丁目8番13号	平成24年2月29日
ハーバービュー歯科医院	那覇市泉崎2丁目14番7号	平成24年4月1日
在宅リハビリ訪問看護ステーションTOM0	宮古島市平良字西仲宗根448番地2 福寿荘1-E	平成24年4月1日
守礼薬局	那覇市首里儀保町2丁目13番地	平成24年4月2日
みずほ薬局	那覇市繁多川5丁目23番1号	平成24年4月2日

沖縄県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
在宅訪問マッサージあいにて沖縄浦添（金澤英作）	那覇市安謝1丁目13番25号レオパレスUEH ARA106	平成24年 3月16日

沖縄県告示第294号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり本部町塩川土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
仲地盛元	本部町字崎本部138番地
崎浜秀進	本部町字崎本部31番地
具志堅善丈	本部町字崎本部39番地
荻堂秀治	名護市宮里三丁目22番12号
崎浜秀秋	本部町字崎本部2793番地
崎浜秀茂	本部町字大浜885番地10
崎濱秀政	本部町字崎本部100番地 2

沖縄県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり廻袋土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

平成24年 5月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

氏名	住所
外間清志	恩納村字喜瀬武原459番地
瑞慶山良房	恩納村字喜瀬武原211番地
外間現長	金武町字金武4791番地
外間現榮	恩納村字喜瀬武原501番地
荻堂盛三	恩納村字喜瀬武原182番地
瑞慶山良武	恩納村字喜瀬武原202番地 2
外間光男	恩納村字喜瀬武原408番地 2
大嶺国男	恩納村字喜瀬武原503番地 1
外間宏喜	恩納村字喜瀬武原485番地

宇江城久

恩納村字喜瀬武原357番地

沖繩県告示第296号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）附則第33条の規定によりなお従前の例によることとされた同法第59条の規定による改正前の土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり村営土地改良事業の施行を同意した。

平成24年 5月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良事業を行う者の名称 多良間村
- 2 地区名及び事業名
 - (1) 地区名 真津阿地区
 - (2) 事業名 土地改良事業（区画整理）
- 3 同意年月日 平成24年 5月11日

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成24年 5月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成24年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖繩県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成24年 4月 2日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番17号
- 5 契約金額 30,472,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成24年 5月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 マックスバリュ知花店 沖繩市知花六丁目10番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 末吉康敏
- 3 法第8条第1項の規定による沖繩市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成24年 5月22日から同年 6月22日まで
- 6 縦覧場所 沖繩県商工労働部商工振興課

公 安 委 員 会 事 項

沖繩県公安委員会規則第4号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年 5月22日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部県庁前交番の項中「、字二中前」及び「、字楚辺」を削り、「楚辺2丁目の一部」の次に「、楚辺3丁目」を加え、同部古波蔵交番の項中「、字壺川」を削り、同表糸満警察署の部西崎交番の項中「糸満市西崎6丁目」を「糸満市西崎六丁目」に、「糸満市西崎1丁目、西崎2丁目、西崎6丁目、西崎町3丁目、西崎町4丁目、西崎町5丁目」を「糸満市西崎一丁目、西崎二丁目、西崎六丁目、西崎町三丁目、西崎町四丁目、西崎町五丁目」に改め、同部町端交番の項中「潮崎町1丁目、潮崎町2丁目、潮崎町3丁目、潮崎町4丁目」を「潮崎町一丁目、潮崎町二丁目、潮崎町三丁目、潮崎町四丁目」に改め、同表与那原警察署の部港交番の項を次のように改める。

東浜交番	与那原町字東浜	与那原町
------	---------	------

別表与那原警察署の部兼城交番の項中「南風原町字兼城、字宮平、字与那覇、字宮城、字大名、字新川、字本部、字喜屋武、字津嘉山、字照屋、字山川、字神里」を「南風原町」に改め、同表浦添警察署の部仲間交番の項中「浦添市仲間2丁目」を「浦添市仲間二丁目」に、「仲間1丁目、仲間2丁目、仲間3丁目」を「仲間一丁目、仲間二丁目、仲間三丁目」に、「経塚1丁目」を「経塚一丁目」に、「前田1丁目、前田2丁目、前田3丁目、前田4丁目」を「前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、前田四丁目」に、「安波茶1丁目、安波茶2丁目、安波茶3丁目、当山1丁目、当山2丁目、当山3丁目」を、「安波茶一丁目、安波茶二丁目、安波茶三丁目、当山一丁目、当山二丁目、当山三丁目」に、「沢岬1丁目、沢岬2丁目」を「沢岬一丁目、沢岬二丁目」に改め、同部牧港交番の項中「浦添市牧港1丁目」を「浦添市牧港一丁目」に、「牧港1丁目、牧港2丁目、牧港3丁目、牧港4丁目、牧港5丁目」を「牧港一丁目、牧港二丁目、牧港三丁目、牧港四丁目、牧港五丁目」に、「伊祖1丁目、伊祖2丁目、伊祖3丁目、伊祖4丁目、伊祖5丁目」を「伊祖一丁目、伊祖二丁目、伊祖三丁目、伊祖四丁目、伊祖五丁目」に改め、同部城間交番の項中「浦添市城間1丁目」を「浦添市城間一丁目」に、「城間1丁目、城間2丁目、城間3丁目、城間4丁目」を「城間一丁目、城間二丁目、城間三丁目、城間四丁目」に、「港川1丁目、港川2丁目」を「港川一丁目、港川二丁目」に、「屋富祖1丁目、屋富祖2丁目、屋富祖3丁目、屋富祖4丁目」を「屋富祖一丁目、屋富祖二丁目、屋富祖三丁目、屋富祖四丁目」に、「大平1丁目、大平2丁目、大平3丁目」を「大平一丁目、大平二丁目、大平三丁目」に改め、同部内間交番の項中「浦添市内間4丁目」を「浦添市内間四丁目」に、「浦添市内間1丁目、内間2丁目、内間3丁目、内間4丁目、内間5丁目」を「浦添市内間一丁目、内間二丁目、内間三丁目、内間四丁目、内間五丁目」に、「宮城1丁目、宮城2丁目、宮城3丁目、宮城4丁目、宮城5丁目、宮城6丁目」を「宮城一丁目、宮城二丁目、宮城三丁目、宮城四丁目、宮城五丁目、宮城六丁目」に、「仲西1丁目、仲西2丁目、仲西3丁目、勢理客1丁目、勢理客2丁目、勢理客3丁目、勢理客4丁目」を「仲西一丁目、仲西二丁目、仲西三丁目、勢理客一丁目、勢理客二丁目、勢理客三丁目、勢理客四丁目」に、「西洲1丁目、西洲2丁目、伊奈武瀬1丁目」を「西洲一丁目、西洲二丁目、伊奈武瀬一丁目」に改め、同部坂田交番の項中「浦添市西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、西原5丁目、西原6丁目」を「浦添市西原一丁目、西原二丁目、西原三丁目、西原四丁目、西原五丁目、西原六丁目」に改め、同表宜野湾警察署の部大謝名交番の項中「大謝名1丁目、大謝名2丁目の一部、大謝名3丁目、大謝名4丁目、大謝名5丁目」を「大謝名一丁目、大謝名二丁目の一部、大謝名三丁目、大謝名四丁目、大謝名五丁目」に、「真志喜1丁目、真志喜2丁目、真志喜3丁目、真志喜4丁目、大山1丁目、大山2丁目、大山3丁目、大山4丁目、大山5丁目、大山6丁目、大山7丁目、伊佐1丁目、伊佐2丁目、伊佐3丁目、伊佐4丁目」を「真志喜一丁目、真志喜二丁目、真志喜三丁目、真志喜四丁目、大山一丁目、大山二丁目、大山三丁目、大山四丁目、大山五丁目、大山六丁目、大山七丁目、伊佐一丁目、伊佐二丁目、伊佐三丁目、伊佐四丁目」に改め、同部普天間交番の項位置の欄中「宜野湾市普天間1丁目」を「宜野湾市普天間一丁目」に改め、同項所管区の欄中「宜野湾市普天間1丁目、普天間2丁目、新城1丁目、新城2丁目、喜友名1丁目、喜友名2丁目」を「宜野湾市普天間一丁目、普天間二丁目、新城一丁目、新城二丁目、喜友名一丁目、

喜友名二丁目」に改め、同部野嵩交番の項中「野嵩1丁目、野嵩2丁目、野嵩3丁目、野嵩4丁目、上原1丁目、上原2丁目」を「野嵩一丁目、野嵩二丁目、野嵩三丁目、野嵩四丁目、上原一丁目、上原二丁目」に、「赤道1丁目、赤道2丁目」を「赤道一丁目、赤道二丁目」に改め、同部真栄原交番の項位置の欄中「宜野湾市大謝名2丁目」を「宜野湾市大謝名二丁目」に改め、同項所管区の欄中「宜野湾市大謝名2丁目」の一部、真栄原1丁目、真栄原2丁目、真栄原3丁目」を「宜野湾市大謝名二丁目の一部、真栄原一丁目、真栄原二丁目、真栄原三丁目」に、「我如古1丁目、我如古2丁目」の一部、我如古3丁目、我如古4丁目」を「我如古一丁目、我如古二丁目」の一部、我如古三丁目、我如古四丁目」に、「嘉数1丁目、嘉数2丁目、嘉数3丁目、嘉数4丁目」を「嘉数一丁目、嘉数二丁目、嘉数三丁目、嘉数四丁目」に改め、同部愛知交番の項中「志真志1丁目、志真志2丁目、志真志3丁目、志真志4丁目、我如古2丁目」の一部、宜野湾1丁目、宜野湾2丁目、宜野湾3丁目」を「志真志一丁目、志真志二丁目、志真志三丁目、志真志四丁目、我如古二丁目」の一部、宜野湾一丁目、宜野湾二丁目、宜野湾三丁目」に、「長田1丁目、長田2丁目、長田3丁目、長田4丁目」を「長田一丁目、長田二丁目、長田三丁目、長田四丁目」に改め、同表沖縄警察署の部中央交番の項位置の欄中「沖縄市中央1丁目」を「沖縄市中央一丁目」に改め、同項所管区の欄中「沖縄市中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、中央4丁目」を「沖縄市中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目」に、「胡屋1丁目、住吉1丁目、住吉2丁目、嘉間良1丁目、嘉間良2丁目、嘉間良3丁目、八重島1丁目、八重島2丁目、八重島3丁目、室川1丁目、室川2丁目」を「胡屋一丁目、住吉一丁目、住吉二丁目、嘉間良一丁目、嘉間良二丁目、嘉間良三丁目、八重島一丁目、八重島二丁目、八重島三丁目、室川一丁目、室川二丁目」に改め、同部照屋交番の項中「沖縄市照屋2丁目」を「沖縄市照屋二丁目」に、「沖縄市照屋1丁目、照屋2丁目、照屋3丁目、照屋4丁目、照屋5丁目、安慶田1丁目、安慶田2丁目、安慶田3丁目、安慶田4丁目」を「沖縄市照屋一丁目、照屋二丁目、照屋三丁目、照屋四丁目、照屋五丁目、安慶田一丁目、安慶田二丁目、安慶田三丁目、安慶田四丁目」に、「宮里1丁目、宮里2丁目、宮里3丁目、東1丁目」を「宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、東一丁目、字美里の一部」に改め、同部越来交番の項位置の欄中「沖縄市越来1丁目」を「沖縄市越来一丁目」に改め、同項所管区の欄中「沖縄市越来1丁目、越来2丁目、越来3丁目」を「沖縄市越来一丁目、越来二丁目、越来三丁目」に、「美原1丁目、美原2丁目、美原3丁目、美原4丁目、美里1丁目、美里2丁目、美里3丁目、美里4丁目、美里5丁目、美里6丁目」を「美原一丁目、美原二丁目、美原三丁目、美原四丁目、字美里の一部、美里一丁目、美里二丁目、美里三丁目、美里四丁目、美里五丁目、美里六丁目」に改め、同部知花交番の項中「沖縄市知花1丁目」を「沖縄市知花一丁目」に、「知花1丁目、知花2丁目、知花3丁目、知花4丁目、知花5丁目、知花6丁目」を「知花一丁目、知花二丁目、知花三丁目、知花四丁目、知花五丁目、知花六丁目」に、「松本1丁目、松本2丁目、松本3丁目、松本4丁目、松本5丁目、松本6丁目、松本7丁目、明道1丁目」を「松本一丁目、松本二丁目、松本三丁目、松本四丁目、松本五丁目、松本六丁目、松本七丁目、明道一丁目」に、「登川1丁目、登川2丁目、登川3丁目、池原1丁目、池原2丁目、池原3丁目、池原4丁目、池原5丁目」を「登川一丁目、登川二丁目、登川三丁目、字池原、池原一丁目、池原二丁目、池原三丁目、池原四丁目、池原五丁目」に改め、同部中之町交番の項中「沖縄市上地2丁目」を「沖縄市上地二丁目」に、「上地1丁目、上地2丁目、上地3丁目、上地4丁目、胡屋2丁目、胡屋3丁目、胡屋4丁目、胡屋5丁目、胡屋6丁目、園田1丁目、園田2丁目、園田3丁目、久保田1丁目、久保田2丁目、久保田3丁目」を「上地一丁目、上地二丁目、上地三丁目、上地四丁目、胡屋二丁目、胡屋三丁目、胡屋四丁目、胡屋五丁目、胡屋六丁目、園田一丁目、園田二丁目、園田三丁目、久保田一丁目、久保田二丁目、久保田三丁目」に、「諸見里1丁目、諸見里2丁目、諸見里3丁目」を「諸見里一丁目、諸見里二丁目、諸見里三丁目」に改め、同部桃原交番の項中「沖縄市南桃原3丁目」を「沖縄市南桃原三丁目」に、「沖縄市南桃原1丁目、南桃原2丁目、南桃原3丁目、南桃原4丁目、山内1丁目、山内2丁目、山内3丁目、山内4丁目、山里1丁目、山里2丁目、山里3丁目」を「沖縄市南桃原一丁目、南桃原二丁目、南桃原三丁目、南桃原四丁目、山内一丁目、山内二丁目、山内三丁目、山内四丁目、山里一丁目、山里二丁目、山里三丁目」に改め、同部泡瀬交番の項中「沖縄市泡瀬6丁目」を「沖縄市泡瀬六丁目」に、「泡瀬1丁目、泡瀬2丁目、泡瀬3丁目、泡瀬4丁目、泡瀬5丁目、泡瀬6丁目」を「泡瀬一丁目、泡瀬二丁目、泡瀬三丁目、泡瀬四丁目、泡瀬五丁目、泡瀬六丁目」に、「大里1丁目、大里2丁目、字高原、高原1丁目、高原2丁目、高原3丁目、高原4丁目、高原5丁目、高原6丁目、高原7丁目」を「大里一丁目、大里二丁目、高原一丁目、高原二丁目、高原三丁

目、高原四丁目、高原五丁目、高原六丁目、高原七丁目」に、「比屋根1丁目、比屋根2丁目、比屋根3丁目、比屋根4丁目、字与儀」を「比屋根一丁目、比屋根二丁目、比屋根三丁目、比屋根四丁目、比屋根五丁目、比屋根六丁目、比屋根七丁目、与儀一丁目、与儀二丁目、与儀三丁目」に、「桃原1丁目、桃原2丁目、桃原3丁目」を「桃原一丁目、桃原二丁目、桃原三丁目」に、「安慶田5丁目、胡屋7丁目」を「安慶田五丁目、胡屋七丁目」に、「海邦1丁目、海邦2丁目」を「海邦一丁目、海邦二丁目」に改め、同部北前交番の項中「北谷町北谷2丁目」を「北谷町北谷二丁目」に、「北谷町北谷1丁目、北谷2丁目」を「北谷町北谷一丁目、北谷二丁目」に、「北前1丁目」を「北前一丁目」に、「美浜1丁目、美浜2丁目、美浜3丁目」を「美浜一丁目、美浜二丁目、美浜三丁目」に改め、同部美浜警備派出所の項中「美浜1丁目、美浜2丁目、美浜3丁目」を「美浜一丁目、美浜二丁目、美浜三丁目」に改め、同表嘉手納警察署の部大通交番の項中「字屋良」の次に「、屋良一丁目」を加え、「水釜6丁目」を「水釜六丁目」に改め、同表うるま警察署の部安慶名交番の項中「みどり町1丁目、みどり町2丁目、みどり町3丁目、みどり町4丁目、みどり町5丁目、みどり町6丁目」を「みどり町一丁目、みどり町二丁目、みどり町三丁目、みどり町四丁目、みどり町五丁目、みどり町六丁目」に改め、同部赤道交番の項中「喜仲1丁目、喜仲2丁目、喜仲3丁目、喜仲4丁目」を「喜仲一丁目、喜仲二丁目、喜仲三丁目、喜仲四丁目」に改め、同表名護警察署の部大東交番の項位置の欄中「名護市大東1丁目」を「名護市大東一丁目」に改め、同項所管区の欄中「名護市大東1丁目、大東2丁目、大東3丁目、大東4丁目」を「名護市大東一丁目、大東二丁目、大東三丁目、大東四丁目」に、「大中1丁目、大中2丁目、大中3丁目、大中4丁目、大中5丁目、東江1丁目、東江2丁目、東江3丁目、東江4丁目、東江5丁目」を「大中一丁目、大中二丁目、大中三丁目、大中四丁目、大中五丁目、東江一丁目、東江二丁目、東江三丁目、東江四丁目、東江五丁目」に、「城1丁目、城2丁目、城3丁目、港1丁目、港2丁目」を「城一丁目、城二丁目、城三丁目、港一丁目、港二丁目」に改め、同部大南交番の項位置の欄中「名護市大南1丁目」を「名護市大南一丁目」に改め、同項所管区の欄中「名護市大南1丁目、大南2丁目、大南3丁目、大南4丁目」を「名護市大南一丁目、大南二丁目、大南三丁目、大南四丁目」に、「大北1丁目、大北2丁目、大北3丁目、大北4丁目、大北5丁目、大西1丁目、大西2丁目、大西3丁目、大西4丁目、大西5丁目、字宮里、宮里1丁目、宮里2丁目、宮里3丁目、宮里4丁目、宮里5丁目、宮里6丁目、宮里7丁目」を「大北一丁目、大北二丁目、大北三丁目、大北四丁目、大北五丁目、大西一丁目、大西二丁目、大西三丁目、大西四丁目、大西五丁目、字宮里の一部、宮里一丁目、宮里二丁目、宮里三丁目、宮里四丁目、宮里五丁目、宮里六丁目、宮里七丁目」に改め、同部屋部駐在所の項中「字宇茂佐」の次に「、宇茂佐の森一丁目、宇茂佐の森二丁目、宇茂佐の森三丁目、宇茂佐の森四丁目、宇茂佐の森五丁目、字宮里の一部」を加え、同表八重山警察署の部大川交番の項中「浜崎町1丁目、浜崎町2丁目、浜崎町3丁目、八島町1丁目、八島町2丁目」を「浜崎町一丁目、浜崎町二丁目、浜崎町三丁目、八島町一丁目、八島町二丁目」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表与那原警察署の部港交番の項の改正規定は、平成24年5月23日から施行する。

発 行 所
沖 縄 県 総 務 部
総 務 私 学 課
電 話 098-866-2074

印 刷 所 有 限 会 社 金 城 印 刷
〒901-0305 糸 満 市 西 崎 町 五 丁 目 9 番 16 号